

十和田市社会教育関係団体認定のしおり



十和田市教育委員会では、自主的な学習やスポーツ等を行っている市内の団体に対して、その活動を支援するため、社会教育関係団体登録制度を設けています。

社会教育関係団体として登録された団体は、コミュニティセンター等の施設利用料を減免して使用することができます。（ただし、使用する施設や活動の内容によって、減免にならない場合があります。）

1. 社会教育関係団体とは

学習・文化・スポーツ・まちづくりなどの活動を通して、自己実現を図り、また、その活動が地域文化の向上やスポーツの振興につながるよう社会教育に関する活動（※）を行うことを主な目的とし、自主的な運営を行う広く開かれた団体をいいます。

※ さまざまな技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くするために行われる学習・文化・スポーツなどの活動。また、日頃の活動の成果を、地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営がされている活動。

【活動例】

- ◆ 学習活動（話し合い、ワークショップ、講習など）
- ◆ スポーツやレクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- ◆ 文化、芸術、芸能活動（料理、園芸、手芸、写真、パソコン、演劇、音楽、絵画など）
- ◆ ボランティア活動（子どもや高齢者に関わるボランティア、まちづくりのボランティアなど）

2. 登録の要件

(1). 国又は地方公共団体の支配に属さない団体。

(2). 社会教育に関する活動を主たる目的とする団体で、次の行為をしないもの。

- ・ 営利を目的とすること
- ・ 特定の政党その他政治団体の利害に関すること
- ・ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること
- ・ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれに反対すること
- ・ その他公序良俗に反すること

(3). 法人であると否と問わないが、概ね次の要件を備えている団体

- ・ 文化、スポーツ等の社会教育活動を、継続的かつ計画的に行うことを目的としていること
- ・ 団体の構成員がおおむね 10 人以上であること
- ・ 構成員が主に十和田市民であること
- ・ 活動に起因する対価により、収益を得ることを目的とした構成員が含まれないこと
- ・ 規約（会則）を有し、自主的に運営されていること

十和田市社会教育関係団体認定のしおり



※ このような団体は登録できません。

- 塾や各種教室など講師が中心となり月謝をとって活動している団体
- 学校の部活動やクラブ活動

3. 登録・届出に必要な書類

新規	社会教育関係団体認定申請書（様式第1号）、規約又は会則、 会員名簿（役職、氏名、現住所）、活動報告書・計画書、決算書・予算書
更新	上記に加え、認定証
解散	社会教育関係団体解散届（様式第7号）、認定証
その他	団体名、目的及び活動内容、団体所在地、代表者、連絡先の変更、 規約（会則）改正があったときは、社会教育関係団体認定事項変更届 （様式第5号）、認定証

※ （人数が多いなど）「会員名簿」が難しい場合は、役員名簿でも構いません。

※ 規約（会則）、活動報告・計画書、予算・決算書の決められた書式はありませんが、作成例がありますので参照してください。活動の実態や状況がわかるよう、書類の作成をお願いします。

◆ 認定証の交付

認定申請に基づいて承認した団体には、**社会教育関係団体認定証**を交付します。

◆ 認定証の有効期限

認定日の属する年度の翌年度の末日までです。

例) 令和元年5月12日に認定を受けたら…

→令和元年5月12日(令和元年度)～令和3年3月31日(令和2年度末)が認定期間となります。

◆ 次の場合は、すみやかに下記の手続きをしてください。

- ① 団体名、団体所在地、代表者、連絡先の変更、規約（会則）の改正があった場合は、認定証を添えて変更届を提出してください。
- ② 団体が解散した場合は、認定証を添えて解散届を提出してください。
- ③ 認定証を紛失・破損した場合は、認定証を添えて再交付申請書を提出してください。



4. 団体活動を良好に長く継続していくための運営の仕方について

- 会員の総意で、目的・内容・運営について決めます。
- 団体の目的や活動内容、運営方法等について、決めたことを規約（会則）にまとめ、会員各自が持つようにする。規約（会則）は、誰が読んでもわかるようなものが望ましいです。
- 運営に必要な役割を決めて、会員が分担します。同じ人に長期にわたって負担がかからないようにすることも大切です。
- 団体活動に必要な経費については、予算を立てて会員が平等に負担します。
- 定期的に総会を開いて活動報告を行い、団体の会計状況を会員全員が知っていることが大切です。
- 講師（指導者）がいる場合は、活動内容について必要な時のみ講師に相談しますが、運営についてはあくまでも全員が主体となって行います。

5. 活動の発展を目指して

団体の活発な活動により、地域のさまざまな人たちとつながりを持つことで、団体と地域お互いにメリットを生みます。次のような活動にも取り組んでみましょう。

◆ 団体の存在、活動の内容を地域に紹介やPRをしましょう。

例) 作品の展示、演奏、公演の機会に参加する。

参加を呼びかけて学習会を開催する。

会員以外に読んでもらう会報や機関誌を発行する。

◆ 入会や交流希望者などの個人や団体を受け入れ、一緒に活動しましょう。

例) 入会希望者の体験入学や見学などを受け入れる。

合同学習会や交流会等を実施し、お互いの活動に活かす。

◆ 地域の活動等に参加し、団体として学んだことを地域社会の中に活かしましょう。

例) コミュニティセンターまつりなどのイベントに参加し、成果を発表したり学習成果を活かしてボランティア活動をする。

向上した技術を活かして、初心者に教える機会をつくる。

◆ 学習したことを仲間とともに実践してみましょう。

例) 高齢者の暮らしや食生活について学んだグループが、地域のお年寄りを対象に会食会を始める。